

福井大学産学官連携本部機器利用取扱要項

平成19年11月27日

産学官連携本部長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、福井大学産学官連携本部規程(平成19年福大規程第51号)第13条の規定に基づき、福井大学産学官連携本部(以下「本部」という。)の別表1から別表3までに掲げる機器の利用許可及びコンサルティングに関し必要な事項を定めるものとする。ただし、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約(平成22年3月8日大学連携研究設備ネットワーク協議会制定)で定める利用については、同規約によるものとする。

(利用できる時間帯)

第2 利用できる時間帯は、土曜日、日曜日、祝日及び大学の休業日(以下「休業日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、産学官連携本部長(以下「本部長」という。)が特に必要であると認めるときはこれを変更することができるものとする。

(利用の申込手続)

第3 機器の利用許可を受けようとする者は、別紙様式第1号による福井大学産学官連携本部機器利用(変更)申込書(以下「申込書」という。)を使用開始日の2週間前(休業日を除く。)までに、本部長に提出し許可を受けなければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(利用の許可)

第4 本部長は、第3の規定に基づく申し込みについて、学内者の使用に支障がなく、かつ、内容が適当と認めるときは、別紙様式第2号による福井大学産学官連携本部機器利用(変更)許可書(以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(許可の条件)

第5 本部長は、第4に基づく許可を行う場合において、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第6 第4の規定により利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又はその許可に係る機器を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(利用料)

第7 利用者は、別表1から別表3までに定める利用料を納付しなければならない。ただし、管理運営上において、本部長が特に必要と認める場合には、利用料の全部又は一部を免除することができるものとする。

2 既に納付した利用料は返還しない。

3 第1項の利用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更により、本部長が必要と認める場合には、改定することができるものとする。

4 学内者が利用する場合は、別表2及び3に定める利用料の10%とする。ただし、これによりがたい場合は、本部長が利用者と協議の上決定するものとする。

(消耗品の負担)

第8 本部長は、利用者に対し必要な消耗品の持参を求めることができる。

(利用料の納付)

第9 利用者は、利用終了後、速やかに別紙様式第3号による福井大学産学官連携本部機器利用実績報告書を本部長に提出しなければならない。

2 利用料は、福井大学が発行する請求書により納付するものとする。

(許可の変更、取消し等)

第10 利用者が利用の日時を変更、又は取り消したい場合は、利用開始日の前日(休業日を除く。)までに本部長に申し出を行い、その許可を受けなければならない。

2 本部長は、次の各号に該当するときは、利用者に対し当該許可を取り消すことができるものとする。

一 許可の条件に違反したとき又はそのおそれがあると認めるとき。

二 申込書に虚偽の記載があったとき。

三 利用料を利用開始前までに納付しないとき。(ただし、第9で後納を認めた場合を除く。)

四 公益を害するおそれがあると認めるとき。

五 福井大学において当該機器を使用する必要性が生じたとき。

六 その他管理運営上支障があると認めるとき。

3 前項による取消しを行ったことにより利用者が損害を受けても、福井大学はその責を負わない。

(遵守事項)

第11 利用者は、許可書の利用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって機器を利用し及び維持保存しなければならない。

(き損の届出)

第12 利用者は、機器を滅失又はき損したときは、速やかに本部長又は本部計測・技術支援部長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第13 利用者は、その責に帰する事由により、機器を滅失又はき損したときはその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第14 利用者は、機器の利用中に生じた事故についてその責を負わなければならない。

(疑義の確認)

第15 この要項に関し疑義のあるとき又は許可した機器の利用について疑義を生じたときは、本部長の決定するところによるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成19年11月27日から施行する。
- 2 福井大学総合実験研究支援センター機器分析部門機器使用取扱要項(平成18年5月31日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。